

大師地区健康福祉ステーション利用者支援業務非常勤嘱託員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所である大師地区健康福祉ステーションにおいて、子育て家庭の個別ニーズを把握するとともに、教育・保育施設、地域型保育等の情報収集及び提供を行い、並びに利用支援を行うために設置する利用者支援業務非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 この要綱において、嘱託員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員をいう。

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、1名とする。

(職の設置)

第4条 嘱託員の職は、大師地区健康福祉ステーションに設置する。

(職務)

第5条 嘱託員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子育て家庭の個別ニーズの把握
- (2) 個別ニーズに応じた適切な教育・保育施設、地域型保育等の情報収集及び提供並びに利用支援
- (3) その他、大師地区健康福祉ステーション担当課長が必要と認めた業務

(任用要件)

第6条 嘱託員は、次の要件に該当する者とする。

- (1) 児童福祉に対する理解と熱意があり、人格、見識にすぐれている者

(2) 教育・保育施設に従事することができる資格を有している者又は市が実施する研修を修了した者若しくは修了見込みの者

(3) 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 嘱託員は、前条の任用要件に該当する者のうち、大師福祉事務所長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 任期は1年とし、年度の中で任用された場合は当該年度末までとする。

第7条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける嘱託員については、この限りでない。

(任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける嘱託員については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）の適用を受ける嘱託員については、市長が特に必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

(退職)

第9条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第10条 嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第11条 嘱託員の勤務日及び勤務時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 勤務を要する日は、1週間に5日とする。
- (2) 勤務時間は、午前10時15分から午後5時までとする。ただし、大師地区健康福祉ステーション担当課長が必要と認めた場合は、1月前までに始業時間の変更を命ずることができる。始業時間を変更した場合も1日の勤務時間数は変更できない。
- (3) 勤務時間内において1時間を休憩時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 年次有給休暇は、嘱託員の請求によって付与するものとする。ただし、業

務に支障があると認められるときには、他の時季に付与することができる。

3 第8条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

4 年次有給休暇は、所属長が業務に支障がないと認めた場合には、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年休は、1日の勤務時間の半分に相当する時間で区分し、2回をもって1日の年休とする。1時間単位の年休は、1日の勤務時間をもって1日の年休とする。

（特別休暇）

第13条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第14条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第15条 市長は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職者に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第16条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第17条 嘱託員が、月の中途において任用された場合または退職した場合、当該月の第1種報酬の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 月の中途において任用された場合

当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第20条第1項に定める方法により算出した勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

(2) 月の中途において退職した場合

退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に川崎市非常勤嘱託員に関する要領第20条第1項に定める方法により算出した勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第18条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第20条第1項に定める方法により算出した勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第19条 嘱託員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例12号）条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（社会保険の適用）

第20条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

（公務災害等の補償）

第21条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（定めのない事項）

第22条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び川崎市非常勤嘱託員に関する要領の定めるところによる。

（委任）

第 23 条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、川崎区長が総務企画局長に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 2 条関係）

勤務年数ごとの休暇日数				
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
1 0 日	1 1 日	1 2 日	1 4 日	1 6 日
1 8 日	2 0 日	2 0 日	2 0 日	2 0 日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第 2（第 1 2 条関係）

任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	6 箇月を超える期間
1 日	2 日	2 日	3 日	4 日	5 日	1 0 日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第 1 に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。